

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年12月まで
② 平成4年4月及び同年5月

平成9年の基礎年金番号制度開始時に、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を確認したところ、未納期間は2年7月分だけであるとの説明を受けたのに、15年に保険料の還付を受けた際には、以前に説明を受けた期間以外にも未納期間があるとの説明を受け、未納期間が増えていた。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、未納分を後から郵便局や銀行で納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得がいかないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は2か月と短期間であるところ、申立人は未納分の国民年金保険料を、後から自分で納付していたと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者資格の事務処理日から、平成5年11月ころにA市で払い出されたものと推認できるとともに、申立期間②の直後の期間である4年6月から5年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立期間②の直後の保険料を過年度納付しながら、当該期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

しかしながら、申立期間①については、申立人がA市で払出しを受けた国民年金手帳記号番号の払出時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、A市で払出しを受けた国民年金手帳記号番号のほかに、昭和58年7月14日にB町で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、申立人は、60年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後に当該番号で再取得している形跡は見当たらない上、社会保険庁及びB町において、当該番号による納付記録は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から53年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

昭和49年5月に、私が当時住み込みで働いていた会社に、A市役所から納付書が送付されてきたので、同市役所に出向き、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料はA市役所で定期的に納付しており、保険料の免除の申請手続を行ったこともないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、9か月と比較的短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、当時の生活状況に大きな変化はみられないことから、申立期間②の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和49年5月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を同市役所で定期的に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、54年2月5日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の一部は時効で納付することができない期間である上、時効にかからない期間の国民年金保険料は過年度保険料となる上、A市では、「現年度保険料は徴収できたが、過年度保険料は徴収できなかった。」と回答している。

このほか、申立期間①は47か月と長期間である上、申立人が、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成11年4月から同年9月までは30万円、同年10月から12年3月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年4月7日まで

社会保険庁の記録では、申立期間のA社における標準報酬月額が、遡及して22万円に訂正されているが、当時、同社での給与額は30万円前後であった。何故、従業員でしかない自分の標準報酬月額が遡及して引き下げられているのか理解できない。

社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成12年4月7日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年4月19日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（平成11年4月から同年9月までは30万円、同年10月から12年3月までは32万円）が、11年4月までさかのぼって22万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、当該事業所の代表取締役の妻であるが、商業登記簿謄本によれば、申立人が役員であったことは確認できない上、代表取締役である夫及び連絡の取れた複数の元従業員の証言から、申立人が、会社の経理、社会保険関係事務について実質的な権限を有していたとは認められな

い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成11年4月から同年9月までは30万円、同年10月から12年3月までは32万円）に訂正することが必要と認められる。

旭川厚生年金 事案285

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
公共職業安定所からの紹介で、昭和 45 年と 46 年にA社B支社でアルバイトとして勤務したが、同社B支社の支部長から 46 年 4 月 1 日から正社員とする旨の説明を受けた。正社員となってから退職するまでの期間に勤務形態に変更は無く、常勤者として勤務していたのに、厚生年金保険の加入が 49 年 9 月 1 日からとなっている。

正社員となった当初から厚生年金保険に加入していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の失業保険被保険者証の交付年月日（昭和46年4月17日）及び同僚の証言から、申立人が昭和46年4月からA社B支社のC支部に事務員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B支社管内の元事務総括担当者は、「B支社のビルには、支社のほか、C、D、Eの3支部が入っていた。支社の事務員は厚生年金保険に加入していたが、各支部に一人ずつ配置されていた事務補助員（事務員）は厚生年金保険に加入していなかったため、組合を通じて支部の事務補助員も厚生年金保険の適用が受けられるよう要望していたと記憶している。社会保険庁の記録上、B支社の支部の事務補助員が同時期に厚生年金保険に加入しているとするなら、その時に本社の規定で加入させるようになったと思う。」と証言しており、また、同社B支社E支部の事務員として勤務していた元従業員は、「当時、事務員でも、支社と支部とでは待遇が違っていた。支社の事務員は入社時から厚生年金保険の加入手続きがされていたが、自分は昭和46年5月に入社したが、49年9月まで厚生年金保険に加入してい

ない。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、同支社のビル内に存在していたと考えられる3つの支部の事務員（申立人を含む3人）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、すべて昭和49年9月1日となっており、それ以外の3つの支部の事務員についても同日に被保険者資格を取得した記録となっていることを踏まえれば、当該事業所では、支部に勤務する事務員については、同年9月1日において一斉に厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

また、連絡の取れた支部の事務員（4人）からは、厚生年金保険に加入していない期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案286

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月17日から53年4月1日まで

A社には、昭和50年12月17日から53年5月30日まで勤務し、すべての期間において厚生年金保険に加入していた記憶があるのに、厚生年金保険の加入記録が同年4月のみとなっていることに納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に期間の特定はできないものの勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年4月1日であり、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、従業員6人（事業主及び申立人を含む。）の厚生年金保険被保険者資格の取得日も同日となっており、同日より以前に当該事業所において厚生年金保険に加入した記録は見当たらない。

また、連絡の取れた同僚は、「A社では厚生年金保険に加入してくれなかったので、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付した。」と述べており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該同僚のほか、申立人、事業主及び他の同僚一人についても、昭和53年4月1日より前の期間において国民年金に加入し、その一部の期間に係る国民年金保険料について納付済み又は申請免除の記録となっている。

さらに、当該同僚は、「A社で厚生年金保険料を給料から控除されるようになったのは昭和53年4月からで、それまで保険料は控除されていなかった。」と証言しており、別の同僚からも、昭和53年4月1日より前の期間に

において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案287

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月19日から平成4年5月1日まで
② 平成5年6月1日から7年5月31日まで

申立期間①について、昭和63年3月から平成4年4月まではA社に営業担当として勤務した。当時の給与の月額は53万866円で、厚生年金保険料として毎月3万6,906円を控除されていたはずである。

また、申立期間②について、平成5年6月から7年5月まではB社に営業担当として勤務した。申立期間①と同等の給与で、厚生年金保険料も同額が控除されていたはずである。

いずれの期間も、控除されていた保険料額とは異なる保険料額に相当する標準報酬月額であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」から、事業主は、申立人の報酬月額を24万円として資格取得の届出を行い、その後、申立人の報酬月額について、昭和63年10月の定時決定においては28万円、平成2年5月においては32万円、3年10月においては34万円とする旨の届出を行ったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間における給与の月額は53万866円、厚生年金保険料の毎月の控除額が3万6,906円であった旨主張しているが、その主張する給与の月額及び厚生年金保険料の毎月の控除額は、申立人提出の「平成3年度市民税・道民税特別徴収税額通知書（納税者交付用）」の「給与収入金額」

欄及び「所得控除の内訳 社保・小規模」欄に記載されている金額を12か月で除した金額に相当することが確認できるところ、事業主提出の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁の管理するオンライン記録のとおりの標準報酬月額に基づくものであることが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた期間においても、A社に勤務していた期間（申立期間①）と同等の給与額であり、また、同等の厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、元経理担当者は、「営業担当者は出来高払で、成約数の数パーセントが賞与として支払われており、毎月の給与はかなり低くしていた。」と証言しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間当時にB社において、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額（15万円～17万円）であることが確認できる上、当時の同社の役員及び営業所長の標準報酬月額も、最高で34万円となっている。

加えて、B社は、当時の賃金台帳等は既に無いと回答しており、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案288

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年4月7日まで

社会保険庁の記録では、申立期間のA社における標準報酬月額が、^{そきゅう}遡及して30万円に訂正されているが、当時、代表取締役をしていた自分の給与額は50万円前後であった。同社が全喪するまで社会保険料の滞納は無かったので、社会保険事務所に相談したこともなく、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられている理由が分からない。

社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成12年4月7日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年4月19日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（59万円）が、11年4月までさかのぼって30万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は社会保険料の滞納は無かったと主張するが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人のほかに、申立人の妻（従業員）についても、平成12年4月19日付けで標準報酬月額の減額訂正が行われており、複数の元従業員は、当時の経営状況について、「（会社には、）10億円以上の負債があった。」と証言している上、当時の新聞記事にも、当該事業所の負債総額は8億1,400万円であったと報じられている一方、申立人は、当該事業所の経営に係る責任はすべて自らにある旨回答していることを踏まえると、申立人は、当該事業所の社会保険料の納付状況について把握しており、代表取締役である申立人が関与せずに当該減額処理に係る届出がなされ

たとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該標準報酬月額の特減処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。